

岡山大学病院治験審査委員会内規

制定日 平成16年4月1日

第1条 この内規は、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）第27条の規定に基づき、岡山大学病院治験審査委員会（以下「審査委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 審査委員会は、別に定める標準業務手順書に従い業務を行うものとする。

第3条 審査委員会は、倫理的及び科学的観点から次に掲げる事項を審議する。

- 一 医薬品等の臨床研究についての妥当性に関すること。
- 二 医薬品等の臨床研究についての有用性に関すること。
- 三 医薬品等の臨床研究についての安全性に関すること。
- 四 その他必要と認める事項

第4条 審査委員会は、次に掲げる者で組織し、病院長が委嘱する。

- 一 診療科長又は歯科系部門長のうちから 3人（内科系、外科系、歯科系から各1人）
 - 二 検査部長
 - 三 病理部副部長
 - 四 副薬剤部長のうちから 1人
 - 五 副看護部長のうちから 1人
 - 六 工学に関する専門家から 1人以上
 - 七 統計学、疫学に関する専門家から 1人
 - 八 医学、歯学、薬学、その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の者 1人以上
 - 九 本院及び病院長（審査委員会の設置者）と利害関係を有しない者 1人以上
- 2 前項第1号及び第2号の委員にあっては、選出された委員が指名する専任の教員をもって充てることができる。

第5条 前条第1項第1号に規定する委員の任期は1年、第2号から第9号までに規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、当該委員を委嘱した病院長の任期の末日を超えることはできない。

2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第7条 審査委員会の審議及び採決には、過半数の委員の出席並びに第4条第1項第8号及び第9号の委員各1名以上の出席が必要である。また、採決は出席者全員の同意を得なければならない。ただし、医薬品等の治験責任医師等である委員は、当該研究に関する審議及び採決には参加しないものとする。

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第9条 審査委員会の出席者は、審査委員会で知り得た機密について一切これを漏洩してはならない。

第10条 委員長は、審査委員会の審議事項について、別に定める様式により病院長に報告するものとする。

第11条 病院長は、審査委員会の業務を円滑に行うため、審査委員会事務局を置くものとする。

2 審査委員会事務局は、新医療研究開発センター治験推進部において処理する。

3 審査委員会事務局に事務局長を置くものとし、治験業務を担当する副薬剤部長又は薬剤主任をもって充てる。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。